

男鹿市告示第50号

男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱（平成22年男鹿市告示第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金の交付対象者) 第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者又は <u>令和6年7月13日</u> までに本市に転入する見込みの者で、補助対象者及び工事を行う住宅の居住者に市税の滞納がないこと、かつ、補助対象者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)～(8) (略)	(補助金の交付対象者) 第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者又は <u>令和6年3月31日</u> までに本市に転入する見込みの者で、補助対象者及び工事を行う住宅の居住者に市税の滞納がないこと、かつ、補助対象者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)～(8) (略)
(補助金の交付対象工事等) 第4条 補助金の交付の対象となる工事の施工条件は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。	(補助金の交付対象工事等) 第4条 補助金の交付の対象となる工事の施工条件は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和6年4月1日以降に着工し、令和6年7月13日までに完了する工事であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2及び3 (略) (実績報告)</p> <p>第9条 補助決定者は、補助の対象工事が完了したとき（増築又は改築工事の場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第4項及び同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外の工事にあっては工事請負業者から当該工事の引渡を受けた日）は、完了した翌日から起算して20日以内又は<u>令和6年7月13日</u>のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和5年7月14日以降に着工し、令和6年3月31日までに完了する工事であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2及び3 (略) (実績報告)</p> <p>第9条 補助決定者は、補助の対象工事が完了したとき（増築又は改築工事の場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第4項及び同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外の工事にあっては工事請負業者から当該工事の引渡を受けた日）は、完了した翌日から起算して20日以内又は<u>令和6年3月31日</u>のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前												
<p style="text-align: right; margin-bottom: 0;">記 号 番 号</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 0;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">男鹿市長</p> <p>男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けをもって申請のありました男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第7条の規定により通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金の交付決定額 _____ 円</p> <p>2 交付決定額の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補助金対象事項</th> <th style="width: 33%;">補助対象工事費 A</th> <th style="width: 33%;">交付決定額 B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿市住宅リフオーム助成事業補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※B欄の算式は次のとおりとし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 $A \times 1/10$(限度額10万円) - (先に受けた補助金の額)</p> <p>3 補助金の条件</p> <p>(1) 申請内容の変更又は廃止するときは、その内容を市長に提出し決定を受けること。</p> <p>(2) 工事完了後20日以内又は交付決定を受けた日が属する年度の<u>7月</u> <u>13日</u>のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。</p>	補助金対象事項	補助対象工事費 A	交付決定額 B	男鹿市住宅リフオーム助成事業補助金			<p style="text-align: right; margin-bottom: 0;">記 号 番 号</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 0;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">男鹿市長</p> <p>男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付けをもって申請のありました男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第7条の規定により通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金の交付決定額 _____ 円</p> <p>2 交付決定額の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補助金対象事項</th> <th style="width: 33%;">補助対象工事費 A</th> <th style="width: 33%;">交付決定額 B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男鹿市住宅リフオーム助成事業補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※B欄の算式は次のとおりとし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 $A \times 1/10$(限度額10万円) - (先に受けた補助金の額)</p> <p>3 補助金の条件</p> <p>(1) 申請内容の変更又は廃止するときは、その内容を市長に提出し決定を受けること。</p> <p>(2) 工事完了後20日以内又は交付決定を受けた日が属する年度の<u>3月</u> <u>31日</u>のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。</p>	補助金対象事項	補助対象工事費 A	交付決定額 B	男鹿市住宅リフオーム助成事業補助金		
補助金対象事項	補助対象工事費 A	交付決定額 B											
男鹿市住宅リフオーム助成事業補助金													
補助金対象事項	補助対象工事費 A	交付決定額 B											
男鹿市住宅リフオーム助成事業補助金													

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。